

令和2年6月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年6月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米商工会館5階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
3番	池田 龍子	委員
4番	石井 孝雄	委員
6番	上村 孝二	委員
8番	緒方 義範	委員
9番	笠 幸夫	委員
11番	古賀 喜治	委員
13番	平 壯一	委員
14番	田中 文	委員
17番	富松 隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川 嘉穂	委員
21番	松延 洋一	委員
23番	森崎 康洋	委員
24番	諸藤 澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

池田 清茂 委員 稲富 克紀 委員 内田 洋一 委員 古賀 誠一 委員
坂井 康孝 委員 田中 弥生 委員 手島富士雄 委員 馬渡恵美子 委員

事務局の出席者は 6名である。

事務局 おはようございます。6月の総会のほうに入りたいと思っております。
今日も、新型コロナウイルス感染予防対策ということで、縮小体制ということでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
本日、現員数23名中15名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、おはようございます。今日も、事務局からお話がありましたように、こういった状態で開催をさせていただくことにいたしました。
ただいまから、6月の農業委員会を開催いたします。
第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃借権設定、使用賃借権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの9番までの9件です。
続きまして、西部地域、審議番号10番から4ページの12番までの3件です。
続きまして、賃借権設定、西部地域、審議番号13番の1件です。
続きまして、使用賃借権設定、西部地域、審議番号14番の1件です。
以上、1番から14番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。議案番号3番、4番及び14番は、新規就農者の取得案件ではありますが、聞き取り調査の結果については、事前の資料で確認させていただいているということで割愛をさせていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、
次の第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」の中の審議番号
4番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。
第2号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書
が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番1件です。こちらにつきましては、令和元年8月19日付にて、5条
許可がなされたものです。第3号議案4番と関連案件となります。
次のページをお願いいたします。
第3号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書
が提出されたので付議いたします。
西部地域、1番から7ページ4番までの4件です。なお、7ページ4番につきまし
ては、第2号議案1番と関連案件となります。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの審査結果報告についてございま
すが、事前の資料で確認していただいておりますということで、割愛させていただきます。
ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
なお、採決にあたりましては、第2号議案、第3号議案に分けて採決いたします。
それでは、第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページをお願いいたします。
第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書
が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から9ページ6番までの6件です。10ページをお願いします。
西部地域、7番から13ページ18番までの12件です。
なお、11ページ審議番号11番、12ページ審議番号15番、13ページ審議番号18番につ
きましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。審査会からの結果報告についてですが、事前の
資料で確認していただいているということで割愛させていただきます。
それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。

なお、審議番号11番、15番並びに18番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番から4番までの4件です。4件とも、経営面積等を満たしており、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、審議番号1番及び4番は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、審議番号1番の****氏は、農事組合法人****の構成員、審議番号4番の****氏につきましては、株式会社****の構成員であり、その構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっており、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録となっております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

15ページをお願いいたします。

第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1. 所有権移転 17件、2. 利用権決定（通年作）1,021件、3. 利用権設定（期間借地）56件です。

16ページをお願いいたします。

1. 所有権移転

第1区、1番から17ページ8番までの8件です。

第2区、9番から18ページ12番までの4件です。第3区、13番、1件です。

第4区、14番から19ページ16番までの3件です。第5区、17番、1件です。

20ページをお願いいたします。

2. 利用権設定（通年作）

こちらは右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数1,021件、筆数2,475筆、設定面積341万9,262.62㎡です。

21ページをお願いいたします。

3. 利用権設定（期間借地）

こちらにつきましても、右下の総計のみ御説明いたします。

契約件数56件、筆数127筆、設定面積28万7,652㎡です。

以上、1. 所有権移転、審議番号1番から17番まで、2. 利用権設定（通年作）1,021件、3. 利用権設定（期間借地）56件、以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第7号議案「久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の第8号議案「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 22ページをお願いいたします。

第7号議案「久留米市地域農業振興計画の変更について」、久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

こちらの案件につきましては、土地改良事業の受益地であり、通常8年以上経過しないと除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に即したものであれば、除外は可能となります。

まず、第7号議案「地域農業振興計画」において変更したあと、次に諮ります市の全体計画である第8号議案「農業振興地域整備計画」も併せて変更が必要となります。

1. 今回変更される地域農業振興計画の内容について

①久留米市城島町地域農業振興計画、6番1件です。

2. 意見案

当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとすることが妥当であると考えられます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

第8号議案「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1. 今回変更される農業振興地域整備計画の内容について

整備計画は、1番から24ページ6番までの6件です。

2. 意見案

本計画の変更案については、農業委員会としては周辺の農業生産に特段の支障はな

いと思われます。

以上、第7号議案、第8号議案の説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決にあたりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、第8号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。続きまして、第9号議案「久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 25ページをお願いいたします。

第9号議案「久留米市農業委員会事務局規程の一部改正について」、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正したいので付議いたします。

久留米市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

久留米市農業委員会事務局規程（昭和45年久留米市農業委員会規程第1号）の一部

を次のように改正いたします。

26ページをお願いいたします。

26ページから、続いて27ページまで、事務局規程の現行と改正後案を記載した新旧対照表を掲載しておりますので、こちらを御覧ください。

専決事項、第6条中第13号を14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に、第7号会計年度任用職員の任免に関するものを加えることといたします。

附則として、この規程は、令和2年6月10日から施行することとしております。

なお、会計年度任用職員とは、地方行政における臨時職員や非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するために法改正が行われ、新設されたものであり、久留米市においても今年度4月より、従来の臨時職員等に代わり、会計年度任用職員として採用が行われていることを補足いたします。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。続きまして、第10号議案「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 28ページをお願いいたします。
第10号議案「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」、農業委員会等に関する法律第37条の規定による「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価

(案)」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」を作成したので付議いたします。

1. 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)、第10号議案別紙のとおり。

2. 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)、第10号議案別紙のとおりになります。

こちらの活動点検・評価及び活動計画につきましては、平成21年度農林水産省通知、「農業委員会の適正な事務実施について」により、事務の執行にあたっては法令事務的確な執行及び農地利用の最適化その他の実施状況を公表することとなっております。

公表の方法については、総会で承認を受けた後、市のホームページで掲載をして公表としております。

それでは、第10号議案の別紙の冊子を1枚めくっていただき、1ページ目を御覧ください。

(「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)」の内容読み上げ及び説明。)

(「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の内容読み上げ及び説明。)

以上で終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 IIIのところ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、喜ばしいこととございますが、現在、新規参入される方に、ヒアリング以外に何かしていますか。

私の地域でも、1人は、2年農業をされて、地域のトラブルがあり、もう1人は同じ町内で新規参入して農業をしておりますけど、補助金事業で問題になったところがあるのです。

そういうことで、ヒアリングは大切ですけど、またそれとも別に、これは個人情報になりますが身上調査までしていただくほうがいいのではないかと思いますがいかが

がでございますか。

事務局 まず、確かに農地法3条の新規就農、農家創設の案件のときにはヒアリングという形で地域の農業委員さん、推進委員さんと顔合わせを行わせていただいております。また、農業を新規で始められる方につきましては、資金関係の面から、農業次世代人材投資資金という補助を受けて、農業をスタートされる方がほとんどになっており、こちらのほうにつきましても、市の農政部局のヒアリング等も行って審査をしております。市のサポート体制の中で、市、地域の推進委員、普及センターの担当者で、1年のうちに何回も圃場の方に確認に行ったり、生育状況が計画どおりになっているか確認しているところですよ。

本庁でも、支所のほうでも、平成29年度からその体制を取っており、例えば栽培がうまくいっていないところに関しては、普及センターの方と一緒に指導を受けられておりますので、サポート体制は、前よりは整っているのかなというところですよ。御本人様の身辺調査というか、資質に関する部分におきましては、基本的にはそのヒアリングや面談の受け答えの中で、見ていくしかないのかなとは思っておりますが、農業委員会だけでなく、市部局でも関係することでもありますので、そういったことができるのか、確認をさせていただければと思っております。

委員 ヒアリングする際に、地元の方と全然違う方が入ってくる方が多いから、地域の住民の方と仲良くしていく、知らない人でも挨拶だけはしていただかないと。自分さえよければいいという考えの人が多いのです。今後とも十分指導をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

議長 説明は終わりましたが、何かほかにございませんか。

「無しの声」

議長 これにて質疑を終了したいと思います。
第10号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

- 議 長 ありがとうございます。
- それでは、続きまして報告事項に入ります。
- 報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局の説明を省略いたします。
- それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

- 議 長 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
- 従いまして、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。
- 次に、お諮りをいたします。この総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議無しの声」

- 議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。
- ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、3番、池田龍子委員、17番、富松隆晴委員をお願いいたします。以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。